

歯学研究科 学位論文に係る評価に当たっての基準

○博士論文(課程修了によるもの)の評価基準

(ア) 満たすべき水準

独創的視野に立って当該分野における先端的研究に貢献をなし、自立した研究者としての研究活動又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示するに足るものであること。

(イ) 評価項目

- ① 論文の主題を究明することに社会的・学問的な必要が認められる。
- ② 研究対象が、広い視野(歴史的・分野横断的・国際的な文脈)の下に捉えられている。
- ③ 研究対象である主題に即した研究方法を選択し、既存の研究には見られない独創的な分析、解釈、提案等を通し、当該学界又は専門職における議論の深化・発展に貢献し得る、先導的な学術的又は実践的意義を有している。
- ④ 豊かな学識と高度の専門的知識・技能を修得しており、それに基づいて、専攻分野において自立して独創的な研究を遂行し指導できる能力、又は、高度に専門的な職業に従事でき、その専攻する特定の領域において卓越した能力を有していることが示されている。
- ⑤ 先行研究を踏まえた検討が行われており、関連する文献・史資料を的確に収集・処理・引証し、その出典を明確に示している。

(ウ) 審査委員の体制

審査委員は、研究科を組織する講座等に属する専任の教授である研究科担当教員3人を含め、本学大学院研究科担当教員3人以上とする。必要と認めるときは、他の国内外の大学の大学院等の教員等を審査委員として更に加えることができる。主査は研究科を組織する講座等に属する専任の教授のうちから定める。

(エ) 審査の方法

- 博士論文を提出した者に対して、論文審査及び最終試験を行い、上記の評価項目により総合的に評価する。
- 最終試験は、博士論文及び関連する科目について、口頭試問により行う。